

# 『芽座形成後のぶどう剪定方法』

ぶどうの栽培管理の中で、剪定を行う時期となりましたので、岡山県の短梢剪定の作業（主に簡易被覆栽培）について掲載します。

〈剪定時期〉

○成木の剪定時期

- ・県南部では1月中旬～2月中旬頃、県中北部では2月上旬～2月下旬頃

○若木や充実不良樹の剪定時期

- ・枯れこんでしまう恐れがあるので厳寒期を過ぎた2月中下旬頃

〈剪定方法〉

○今年度の結果枝を1芽残して剪定する1芽剪定が基本

- ・切り口からの乾燥や凍害防止の為、残す芽の1芽先の節で切る「犠牲芽剪定」を行う（図1）。犠牲芽剪定とは、2芽目の節壁で剪定する事。
- ・拡大中の若木など、主枝延長枝から初めて出した結果枝は第1節間が長いので基底芽せん定にならないようにする。

※基底芽剪定は、発芽不良、伸長不良、花穂の不着生等が起こりやすい

○病原菌の越冬を防ぐために、前年度の切り株（ほぞ）は切り取る（図2）

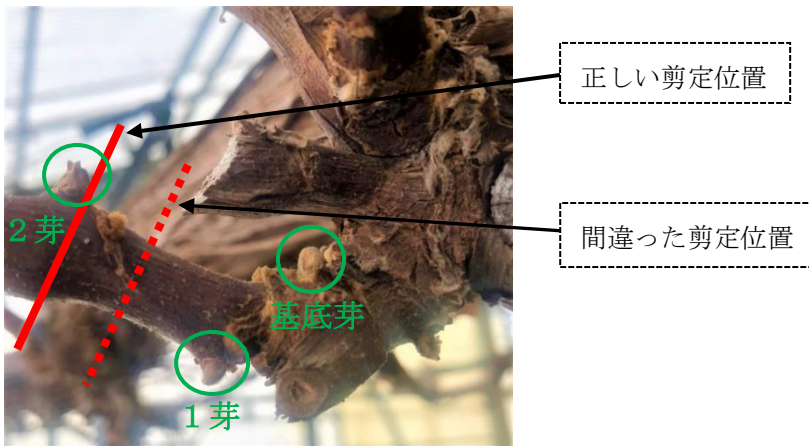


図1 犠牲芽剪定の方法



図2 前年度の切り株（ほぞ）

○芽座が欠損している場合の対処

- ・芽座の欠損が連続2カ所までであれば、隣接する結果枝を2芽剪定して空白を埋める。

※不必要に2芽剪定すると、2芽目が早く発芽して、発芽が不揃いになったり、春先の芽かぎ作業で労力を費やすことにつながったりするので注意する。

- ・芽座の欠損が連続3カ所もしくは片側1m以上であれば、欠損した部分より先にある結果枝を主枝に沿って返し枝となるよう誘引・結束して欠損部分の結果枝の穴埋めをする。

※返し枝の多用は、作業が煩雑で害虫が入りやすいので注意する